

## ■議案第64号 平成29年度 大正診療所 医療機器購入事業に係る売買契約の締結について

### 【要旨】

四万十町国民健康保険大正診療所の電子内視鏡システムは、平成17年9月の購入から12年が経過しているため、検査中に不具合を生じることもあり、その都度修理・調整しながら使用している状況です。

内視鏡検査機器は、早期の胃がんや将来胃がんに行進する可能性のあるピロリ菌由来の胃炎・潰瘍等の精密検査をはじめ、健診結果からの精密検査など、医療施設には必須の検査機器であるため更新するものです。

本議案は、当該機器の購入に当たり、指名競争入札により落札した事業者と売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

### 【売買契約締結内容】

事業名	平成29年度 大正診療所 医療機器購入事業
設置場所	四万十町 大正 地内
契約金額	14,364,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,064,000円)
契約の相手方	住所 南国市伊達野501番地 氏名 中澤氏家薬業株式会社 代表取締役社長 中澤 栄一郎
購入備品	フルデジタル電子内視鏡システム

### 【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

**第3条** 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。